## わくわく取手生活実現事業補助金 申請書類確認表

## ○は必要 ×は不要 △は申請者の状況により必要となります

※テレワーク要件はR6.3.31転入者まで対象

	移住後の働き方提出書類	就業	起業	テレワーク ※	備考
1	□補助金交付申請書 □別紙1 補助金の交付申請に関する 誓約事項 □別紙2 補助金に係る個人情報の 取扱い	0	0		
2	□申請者の移住元の 住民票の除票の写し 等	0	0	0	※移住直前に居住していた市区町村が発行する住民票の除票の写しにより、申請者が5年以上居住していたことを確認できない場合は、移住直前に居住していた市区町村以前に居住していた市区町村が発行する住民票の除票の写し、または戸籍の附票の写しを提出してください。(5年以上東京圏に居住していたことを確認します。)
3	□振込先の通帳の写し 又はキャッシュカードの写し 等	$\bigcirc$	$\circ$		※補助金の振込先を確認できる書類
4	□身分証明書 (顔写真付き)の写し	$\bigcirc$	0	0	
5	□移住支援金アンケート調査票	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$	
6	□新たな就業先の就業証明書	$\bigcirc$	×	×	
7	□起業支援金の交付決定通知書の写し	×	0	×	
8	□テレワーク用就業証明書	×	×	0	※所属企業等から <b>通動手当</b> を支給されている場合は、本事業でのテレワークには該当しません。ここでの通動手当とは <b>定期券等による定額支給</b> を指します。出社実績に応じて交通費を実費支給されている場合は、ここでの通動手当には含まれません。
9	□東京23区で勤務していた企業等の 就業証明書等 (在勤地・在勤期間・雇用保険の被保 険者であったこと、を確認できる書 類)	Δ	Δ	Δ	※(就業・起業)移住元要件において、東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤されていた方は必要となります。 ※(テレワーク)移住元要件において、東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤され、現在の勤務先での就労期間が5年に満たない方は必要になります。
10	□世帯員全員分の 移住元の住民票の除票の写し	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	※「世帯」での申請の場合必要となります。移住元で も世帯が同じであったことを確認するため、世帯主の欄に記載のある住民票の除票の写しを提出してください。 ※移住元で胎児であって、転入後に出産し、子育て世帯 加算を含めての申請をする場合は、「母子健康手帳の写し」などの提出が必要になります。
11	□法人経営者:履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの)の写し等 個人事業主:開業届出済証明書(発 行後3か月以内のもの)の写し及び 開業・廃業等届出書の写し等 □個人事業等の納税証明書等	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	※東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者や個人事業主の方は必要となります。 (移住元での東京23区内の在勤地及び通勤期間を確認します。) ※テレワーク要件の法人経営者や個人事業主の方も必要となります。 (移住前に開業し、事業実態があり、移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認します。)
12	□業務の取引に係る契約書や注文書 (発注書)、注文請書(受注書)の写 し等	×	×		※ <b>テレワーク要件の法人経営者や個人事業主</b> の方のみ必要となります。(移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認します。)
13	□卒業証明書 等 (在学期間や卒業校を確認できる 書類)	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	※ (通算5年の就労期間に通学期間を通算する場合)移住元要件において、 東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、その後東京23区内の企業等に 就職した方は必要となります。